

ドイツ連邦共和国基本法とドイツの統一

小 森 義 峯

目 次

- 一 はじめに
- 二 ドイツ連邦共和国基本法が夢見たドイツ統一への願い
- 三 東ドイツ建国四〇年の歩み
- 四 東ドイツの崩壊過程と統一後の歩み
- 五 ドイツ統一条約と基本法との関係
- 六 むすび

一 はじめに

ドイツは、第二次大戦の敗北の結果、米英ソ仏の四カ国により、四地域に分割占領され、一九四九年に東西両ドイツ憲法（西ドイツはドイツ連邦共和国基本法、東ドイツはドイツ民主共和国憲法

と称する)が制定されて以後も、なお四〇年間、同一民族でありながら、分断されたままの状態、相互に主権国家として並存していた。

しかし、一九八五年三月一日にソ連邦共産党書記長に就任したゴルバチョフが、国内における経済問題・民族問題その他の行き詰まりの打開のために、大胆な民主化政策を打ち出して以来、ソ連・東欧諸国の共産主義からの解放が急速に進展し、ついに、ドイツにおいても、一九八九年一月九日、東西両ドイツないし東西両陣営の対立の象徴であった「ベルリンの壁」が撤廃された。ちょうど、東ドイツにおけるドイツ民主共和国憲法の誕生(一九四九年)以来、四十年目の出来事である。

次いで、翌一九九〇年一月三日、第二次大戦後、四十五年の民族分断の歴史を経て、東西両ドイツの統一が実現した。

本稿では、主として、憲法学的視点から、このドイツ統一の問題を眺めることとする。

二 ドイツ連邦共和国基本法が夢見たドイツ統一への願い

一九四五年五月二日、ヨーロッパにおける第二次大戦の戦火は収まり、ドイツ軍代表は、五月七

日にフランスのランスで、翌八日にベルリンで降伏文書に調印した。ドイツの降伏は、日本と違い、近代戦史上前例のない無条件降伏であった。

六月五日、「ドイツの最高権力掌握に関する米英ソ仏四国宣言⁽¹⁾」が発せられ、戦勝四国が敗戦国ドイツの統治権のすべてを掌握し、四地域に分割して、直接占領統治を行うこととなった。

七月一七日から八月二日まで行われた米英ソ三国首脳によるポツダム会談の結果、ドイツは、ポツダム協定(八月二日)により、四国占領軍司令官が構成する連合国ドイツ管理理事会(所在地ベリン)によって可能な限り統一的に統治されることとなった⁽²⁾。しかし、その時すでに、四国占領地域では、それぞれの占領政策が実施されていた。

各占領地域毎に、歴史的な行政単位を解体・整理・統合した新しい州(Land)の編成が行われ、次いで州の行政機関と議会とが再建され、再建された州の議会が州の憲法を制定した。

かくして、一九四六年一月二三日の「ヴェルテンベルク・バーデン憲法」(Verfassung von Württemberg-Baden)を皮切りに、一九四六年末から四七年にかけて、ソ連占領地域では五州の、米英仏占領地域(西ドイツ)では十州——シュレスヴィヒ・ホルシュタインのみはずっとおかれて一九四九年一月一三日に制定され、これを入れて西ドイツ地域では元来十一の州が存在した——の各州憲法が制定された⁽³⁾。

ドイツを分割占領する四国は、当初、将来ドイツに統一的な中央政府を創設し、これと講和条約を締結する予定であったが、一九四七年中にモスクワ（三月四日）とロンドン（十一月二日）で開かれた再度の四国外相会議でも、中央集権的国家の設立を主張するソ連側と地方分権的国家の設立を主張する西（米英仏三国）側との間で意見が一致しなかったため、西側は、ソ連を除外してドイツ問題を討議することとし、一九四八年二月二三日から六月二日にかけて——三月六日一旦閉会、四月二〇日に再会——ロンドンで西側六カ国会議（米英仏の三大国とベネルックス三カ国も参加）を開き、ドイツの州の境界の調整、三国占領地域を統合してこれに適用されるべきドイツ憲法を制定すること、並びに、その制定手続の原則等を決定した。

このロンドン協定に基づき、三国軍政長官は、一九四八年七月一日、ボンに十一の州の首相を招き、連邦的構造を有する西ドイツ連邦共和国設立の原則を文書にした「フランクフルト文書」(Frankfurter Dokumente) を手交すると同時に、憲法制定会議 (Verfassungsgebende Versammlung) を召集する権限を与え、その会議はおそくとも一九四八年九月一日までに開くよう指示した。

そこで、十一の州の首相たちは、七月八日から一〇日において、コブレンツで会議を開き、ロンドン協定を中心に討議した結果、東西両ドイツの分裂が解消され、ドイツの主権が完全に回復されるまでは憲法制定会議を召集すべきでないこと、但し、暫定的な基本法をつくるための会議として、

議会評議会 (Parlamentarischer Rat) をボンに召集することを決定した。このコブレンツ決議は、当初三国軍政長官によって拒否されたが、種々接衝の結果受入れられ、八月中に各州の議会で議会評議会委員の選挙が行われた。他方、八月一〇日から二三日まで、各州の首相たちによって設立された専門委員会がヘレンヒームゼーで開かれ、議会評議会の討議の基礎となるべき基本法の草案を作成した。

九月一日、六五名の委員 (他に表決権のないベルリン代表五名も参加) から成る議会評議会がボンで開かれ、ヘレンヒームゼー案を中心に、将来西ドイツに適用されるべき基本法についての慎重な討議が重ねられた結果、翌一九四九年五月八日、五三票対一二票をもって「ドイツ連邦共和国基本法」(Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland) が採択された。次いで、五月二二日、無修正で三国軍政長官の承認を得、五月一八日から二二日までの間に、バイエルンを除くすべての州議会の承認を得た後、五月二三日に公布、翌日から施行された。⁽⁴⁾

さて、このドイツ連邦共和国基本法 (以後、ボン基本法と略称) の中で、東西両ドイツの統一への願いは、「前文」と第一四六条 (末条) に最もよく表われている。

次に、ボン基本法の前文を掲げる。⁽⁵⁾

「神と人間に対する責任を自覚し、国民的および国家的統一を保持し、かつ、統合されたヨーロッパ

ツパにおいて平等の権利を有する一員として世界平和に貢献しようとする決意に満ちて、バーデン、バイエルン、ブレーメン、ハンブルク、ヘッセン、ニーダーザクセン、ノルトライン＝ヴェストフアーレン、ラインラント＝プファルツ、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン、ヴュルテンベルク＝バーデンおよびヴュルテンベルク＝ホーエンツォレルンの各邦⁽⁶⁾のドイツ国民は、過渡期における国家生活に新たな秩序を与えるために、その憲法制定権力によって、このドイツ連邦共和国基本法を制定した。右の各邦のドイツ国民は、協力することのできなかつたドイツ人のためにも行動した。全ドイツ国民は、自由な自己決定によってドイツの統一と自由を完成することを要請されている。」

この前文の中に述べられている「国民的および国家的統一を保持しようとする決意に満ちて」「過渡期における国家生活に新たな秩序を与えるため」「協力することのできなかつたドイツ人（筆者注・東ドイツの国民を指す）のためにも行動した」「全ドイツ国民は自由な自己決定によってドイツの統一と自由を完成することを要請されている」などの表現の中に、当時の西ドイツ国民の統一ドイツへの真剣な願いが込められていることは、改めて言うまでもない。

かつて、一九四八年七月一日、占領軍により「フランクフルト文書」を突き付けられた際、西独の十一州の首相たちは、消極的抵抗を試み、その結果、(一)英文のフランクフルト文書で「コンスティテュエント＝アッセンブリー（憲法制定会議）」と記されていたものをドイツ語では「パルラメ

ンターリッシャーラート（議会評議会）」という言葉にすり替え、それが制定すべき「コンステイテューション（憲法）」を「基本法（⁷）」を「基本法（⁸）」を「暫定憲法」という表現に置き換えた。然り。統一ドイツへの願いは、本法を「憲法」と呼ばずに、「基本法」と呼んでいる点に、瑞的に表われている。

なお、ボン基本法第一四六条は、「この基本法は、ドイツ国民が自由な決定によって決議する憲法が施行される日に、その効力を失う。」と定めている。

この他、統一ドイツに関係ある基本法の条文としては、第一六条、第二三条、第一一六条などが存在する。

ボン基本法は、「基本法の文言を明文で改正または補充する法律によってのみ改正することができる」が（七九条一項）、この改正手続により、一九五一年八月三〇日の第一回改正から一九八三年の第三五回まで、改正がこれまでに行われた。そのうち、一九五六年三月一九日の第七次改正（国防体制の整備）と一九六八年六月二四日の第一七次改正（NATO体制の強化を背景とする非常事態法制の確立）が特に重要である。⁽⁸⁾

次に、西ドイツの主権回復に至るまでの経過についても、一言触れておく。

ボン基本法上の国家機関の整備に伴い、一九四九年九月二一日、西ドイツは三国軍政長官の手か

ら民政に移管され、三国の文官によって構成される高等弁務官会議 (Die Hohe Kommission) が最高管理権を掌握した。次いで、五一年七月九日及び一三日に、英仏との間で戦争状態終結宣言が行われ、同年一〇月二四日、米国との間でも同様の宣言が交された。五五年一月二五日には、ソ連との間でも同様の宣言が行われた。他方、五四年一〇月二三日、英米仏・ベネルックス三国・イタリア・カナダ・西独の九カ国の間で締結されたパリ条約 (ドイツ連邦共和国における占領体制の終了に関する議定書) が西ドイツ連邦議会で承認 (批准) され、翌五五年五月五日に発効し、敗戦後一〇年にして漸く主権を回復した。そして、同年五月九日にはNATOにも加盟した。⁽⁹⁾

最後に、ベルリンの法的地位についても、一言しておく。

かつてのドイツの首都、ベルリンは、当初、他の地域とは別個に、四国により分割占領され、同時に、联合国軍司令部の共同管理下に置かれた。しかし、ベルリン封鎖 (四八年六月二四日) を機に東西に分裂した。四九年五月一二日、西側三国は、ボン基本法を承認するに当り、「覚書」で、西ベルリンへの適用を留保した。「BRDの本質的構成部分に属しない」としたのである。その後、五〇年九月一日公布 (一〇月一日施行) のベルリン憲法 (西ベルリンにのみ適用) 第一条第一項は、「ベルリンは、ドイツの州であり、同時に一つの都市である」と定めた。五七年二月六日、西ドイツ連邦議会は、全会一致で「ベルリンはドイツの首都である」と決議した。しかし、人口三四一万

人(東ベルリンを含む)を有するベルリン州の現実の達成は、一九九〇年一〇月三日の再統一まで待たねばならなかった。⁽¹⁰⁾

三 東ドイツ建国四〇年の歩み

ソ連占領地区の東ドイツでは、一九四五年六月に発足したソ連軍政庁による指導の下で社会主義化政策が強力に進められ、四六年四月、ドイツ共産党(KPD)とドイツ社会民主党(SPD)との一本化が行われて、新たにドイツ社会主義統一党(Sozialistische Einheitspartei)が誕生した。SEDは、早くも、四六年一月には「ドイツ民主共和国憲法大綱」を発表した。⁽¹¹⁾

一九四七年一二月一六・七日に開かれた第一回人民会議(Volkskongress)で、全ドイツの憲法の草案を起草するために「ドイツ人民評議会(Volksrat)」が選出された。人民評議会は、四八年一〇月二二日、社会主義統一党の憲法草案を「ドイツ民主共和国憲法草案」として採択し、これに若干の変更を加えたものを四九年三月一九日に満場一致で可決し、これを同年五月一五日の選挙により新たに成立した第三回人民会議に提出した。五月三〇日、人民会議は賛成二〇八七票対反対一票でこれを承認し、次いで、一〇月七日、ソ連軍政庁の承認を得て、全文一四三カ条から成る「ドイ

「ツ民主共和国憲法」(Verfassung der Deutschen Demokratischen Republik)として公布、即日施行された。⁽¹²⁾

この東ドイツ憲法は、当初、チューリンゲン、ザクセン・アンハルト、メックレンブルク、ブランデンブルク、ザクセンの五州から成る連邦制度を採用していたが、一九五二年の「ドイツ民主共和国の州における国家機関の構成及び作業方式の一層の民主化に関する法律」によって連邦的性格を骨抜きにされ、次いで、五八年の「衆議院廃止法」により全く連邦的性格を失った。⁽¹³⁾

一九五五年一月二五日、ソ連政府は対独戦争状態の終結を宣言、同年五月には、東独がワルシャワ条約(ソ連・東欧八カ国友好相互援助条約)機構にも参加した。

一九六一年八月、この頃急増していた東独から西ベルリンへの逃亡を遮断するため、東独政府は、スパイ活動防止の名目で、東西ベルリン間に総延長一五六キロに及ぶコンクリートの壁(『ベルリンの壁』)を構築し、東西の交通を完全に遮断した。この時までには、約三五〇万人が東独側から西側に逃亡した、といわれている。⁽¹⁴⁾

東西両ドイツは、建国以来、地球規模における東西両陣営の対立状態を背景に、緊張関係を続けてきたが、一九六九年一〇月、自由民主党(FDP)との連立政権で誕生した社会民主党(SPD)の党首、ブラントの首相就任後、その柔軟な東方政策により、次第に「対話と共存」の時代へと転

換して行った。

SPD首班の誕生は、ワイマール共和制下のヘルマン・ミュラー首相以来、四〇年ぶりのことであり、また、一九四九年の西ドイツ政権発足以来二〇年ぶりのCDU（バイエルンではCSU、キリスト教社会同盟）に代る政権交替であった。

ブランド首相は、一九六九年一〇月二八日、施政方針演説の中で、西独首相としては初めて東独を「ドイツ民主共和国」という正式名称で呼び、ドイツの現状を「一民族・二国家」とする新しい見解を示し、東独に対し対等の立場から関係改善を呼びかけた。⁽¹⁵⁾

同年一二月一七日、東独のウルブリヒト国家評議会議長もまた、西独大統領宛の親書の中で両独間の条約の早期締結を提案した。⁽¹⁶⁾ 翌七〇年一月二二日、ブランド首相は、東独首相に対し、両独間の交渉を提案、三月一九日、両独首相は、東独のエルフルト市で歴史的な初めての会談を行った。次いで、五月二一日、西独のカッセル市で両独首相は二回目の会談を行った。その後、両独間交渉は、七〇年一二月から約二年にわたり、西独のバール総理府次官と東独のコール閣僚会議次官の間で続けられ、一九七二年一二月二一日、両ドイツの基本条約（BRDとDDRの関係の基礎に関する条約）が調印され、翌七三年六月二一日に発効した。⁽¹⁷⁾

これと並行して、一九七〇年八月一二日、西独とソ連との間で「ドイツ連邦共和国とソヴィエト

社会主義共和国連邦との間の条約」(モスクワ条約)の調印が行われ、また同年一二月七日には、西独とポーランドとの間に「相互関係正常化の基礎に関する条約」⁽¹⁸⁾(ワルシャワ条約)の調印が行われている。さらに、七一年一二月一日には、両独政府間の東独通過協定、西ベルリン・東独間の西ベルリン市民東独訪問協定がそれぞれ仮調印されている。

また、一九七三年九月一八日には、東西両ドイツの国連同時加盟が認められている。なお、ここで、東独憲法の改正に関しても触れておく。

一九四九年制定のドイツ民主共和国憲法は、六八年と七四年の二回にわたり、大改正された。

四九年憲法は、第一条で「①ドイツは不可分の民主共和国である。それはドイツ諸州を基礎として構成される。(②③は省略)④ドイツの国籍は、ただ一つしかない。」と定めていた。これは、DRの西独への拡大によるドイツ統一を示しているようにも解される。

この他、四九年憲法の前文では、「人類の自由と権利を保障し、共同生活及び経済生活を社会正義に従って形成し、社会の進歩に奉仕し、すべての国民との友好を促進し、且つ平和を確立しようとの意志にみちて、ドイツ人民はこの憲法を制定した。」(全文)と延べ、また、経済秩序の原則を定めた第十九条でも、「①経済生活の秩序は、社会正義の原則に適合しなければならない。それはすべての人に、人間たるに値する存在を保障しなければならない。(②③は省略)」と記されていた。⁽¹⁹⁾

これらの規定からも推察できるように、四九年憲法は、「社会主義」という語の代りに「社会正義」という語を用い、社会権的条項を豊富に有しながらも、「人類の自由と権利の保障」に重点を置いた社会民主主義憲法であった、ということが出来る。

これに反して、六八年憲法（一九六八年四月六日の『ドイツ民主共和国憲法』）は、社会主義国家として発展してきた歴史的経過の中から生れた真正正銘の社会主義憲法であった。

すなわち、六八年憲法前文では、東西分裂の歴史的現実について、「帝国主義は、西ドイツ独占資本グループの諒解とアメリカの指導の下に、西ドイツを帝国主義の、社会主義に対する闘争基地として構築するために、ドイツを分割し、民族の生存利益を侵害している」とし、「全ドイツ民族に平和と社会主義の未来への途をさし示す（DDR国民の）責任」が説かれている。

また、第一条では、「DDRは、ドイツ民族の社会主義国家である。それは、労働者階級とそのマルクス・レーニン主義政党の指導の下に、共同に社会主義を実現する、都市および農村の勤労者の政治的組織である。」と定めた。

さらに、ドイツの再統一については、第八条第三項で次のように定めた。

「両ドイツ国家の正常な関係の形成と維持および同権的基礎の上での協力は、DDRの民族的関心事である。DDRおよびその市民は、これをこえて、帝国主義によってドイツ民族に強いられた

ドイツの分裂を克服し、一歩一歩民主主義と社会主義の基礎の上での統一に至るまで、両ドイツ国家が接近することを、志向するものである。⁽²⁰⁾」

次に、七四年憲法（一九七四年一〇月七日の『ドイツ民主共和国憲法の補充・変更法』（Gesetz zur Ergänzung und Änderung der Verfassung der Deutschen Demokratischen Republik）に於いて）による。

西独のブランド首相の東方政策により成立した基本条約やベルリン協定が発効すると、西ドイツ及び西ベルリンからの東ドイツ訪問者数が激増し、東独政府の発表によれば、七三年中の訪問者数は、延べ七〇〇万にのぼった。⁽²¹⁾これは、東独政権にとって深刻な問題を生み、その結果、東独政権は、両ドイツ間の「離間政策」を強化した。その離間政策の極致ともいべきものが、七四年憲法である。

ちなみに、七一年五月三日、東独の年来の指導者ウルブリヒトが突如SEDの第一書記を辞任し、ホーネッカーにその座を譲った。この直接の原因は、ベルリン問題に関するウルブリヒトとソ連指導部との間の対立にあった、とされている。そして、七三年八月一日、ウルブリヒトは逝去した。他方、ブランド首相も、秘書官のギョームが東独のスパイだったことが発覚して、七四年四月、引責辞任した。

七四年憲法改正の眼目は、西独の主張する民族一体性の存続を認めるような表現（例えば「ドイツ民族」）を憲法から一掃することであった。

例えば、六八年憲法第一条冒頭には、前述のように、「DDRは、ドイツ民族の社会主義国家である」と書かれていたが、七四年憲法第一条冒頭では、「DDRは、労働者および農民の社会主義国家である」と書かれ、「ドイツ民族」という語が抹消されて、代りに「労働者および農民」という語が用いられている。

七四年憲法では、この他、外交政策の基礎を定めた第六条第二項に、「DDRは、ソヴェエト社会主義共和国連邦との恒久的で取り消しえない同盟関係にある。ソヴェエト社会主義共和国連邦との緊密で兄弟的な同盟は、DDRの人民に対し、社会主義と平和の道を先立って進むことを保証するものである。」と定め、さらに続けて、「DDRは、社会主義の諸国家共同体の不可分の構成部分である。」と定めて、ソ連との兄弟的従属関係に立ち、かつ、東側陣営から離れることのできない一員であることを強調している。

また、第六条第三項では、「DDRは、帝国主義およびその植民地統治に対して民族の自由と独立のために闘っている諸国家および諸国民が、社会的進歩を求めて努力するのを支援する。DDRは、社会秩序を異にする諸国家の平和的共存の諸原理の実現を擁護し、（それらの国家の）同権と

相互的尊重とを基礎として、すべての国家との協力を促進する。⁽²²⁾と定めて、西独を含め、西側陣営の諸国との外交上の基本政策を打ち出している。

七四年憲法は、一九九〇年一〇月三日のドイツ統一により失効した。

なお、第二次大戦後長く続いた東西両陣営の厳しい対立が、ゴルバチョフのソ連共産党書記長就任（八五年三月一日）以来、東ドイツにおいても、音を立てて崩れて行ったが、それについては、項を改めて延べることとする。

四 東ドイツの崩壊過程と統一後の歩み

先にも一言したように、一九八五年三月一日にソ連共産党書記長に就任したゴルバチョフが、これまでの華やかな世界進出の影で行き詰まっていた経済問題・民族問題その他の国内的諸問題の解決のために、「ペレストロイカ（総合的な世直し）」「グラスノスチ（情報公開）」などの大胆な民主化政策を押し進めて行く中で、ソ連・東欧諸国の共産主義体制が音を立てて崩壊したことは、周知の通りである。

東欧諸国の中で最も早く民主化の波が押し寄せたのは、ポーランドとハンガリーであった。

ポーランドでは、一九八九年六月四日、国会の両院選挙が行われ、「連帯」が圧勝した。七月一日、ポーランド国会は、両院議員の有効投票の過半数を一票上回るだけで、新設の大統領にヤルゼルスキ統一労働者党（共産党）第一書記長を選出したが、八月一九日、ヤルゼルスキ大統領は、非共産党員のマゾビエツキ氏を首相に指名し、九月二二日、戦後初の非共産主導型政権が誕生した。九月一七日、第二次大戦開始直後のソ連によるポーランド侵攻五〇年目に当り、各地でソ連軍による犠牲者の追悼の行事やデモが大々的に行われた。

ハンガリーでは、八九年六月一六日、五六年度のハンガリー動乱後に反逆罪で処刑された、「改革の象徴」ナジ元首相の名誉を回復する改葬式がブタペストで行われ、市民約二五万人が参列した。また、一〇月七日には、社会主義労働者党（共産党）の党名が「社会党」と改称され、一〇月一八日、国会が憲法改正案を可決して、ソ連・東欧における初の西欧型議会制民主主義国家へと移行した。

この頃、ソ連領内でも、民主化の波は高まりを見せていた。例えば、独ソ不可侵条約調印から数えて五〇周年に当たった八月二三日、ソ連のバルト三国では、約二〇〇万人が併合に抗議し、ソ連からの独立を叫んで、六〇〇軒に及ぶ「人間の鎖」デモを行った。

同じ頃、東独市民がハンガリー国境からオーストリアを通過して、西独に大量に脱出するという

騒ぎが相次いだ。例えば、九月一二日のオーストリア内務省の発表によると、一日から二日午前までに、このような方法で脱出してきた東独市民は、一万七六人にのぼり、その内の八二〇〇人がすでに西独入りを果たした、という。⁽²³⁾

この頃、東独では、体制の変革を求める市民運動も盛んに行われた。八九年九月九日には、三〇のさまざまな反体制グループが結成された。教会関係のものが多かった。とりわけ、九月九日結成の「新フォーラム」、九月二一日結成の「民主主義をいま」、一〇月一日結成の「民主主義的出発」などが有力であった。⁽²⁴⁾

一〇月七日、東独建国四〇周年記念式典が開かれ、参加したゴルバチョフソ連最高会議議長は改革の必要性を提唱、東ベルリンのアレクサンダー広場から式典会場の共和国宮殿の方へ向って約七〇〇〇人が「ゴルビー、我々を助けてくれ」などと叫びながらデモ行進、治安当局は介入し鎮圧した。それは、五三年にソ連の戦車で鎮圧された「ベルリン蜂起」以来の大混乱であった。デモ行進は、ライプチヒ、ドレスデン、イエナ、ポツダム、プラウエンの各地でも行われた。

一〇月一八日、ホーネッカーSED書記長兼国家評議会議長が辞任し、後任にクレンツ政治局員が選出された。東独ではこの夏、市民が続々と西独へ脱出したのをきっかけに、改革を受け入れな
いできた現指導部への不満が爆発し、各地でデモが急速に拡大して行く中で、七一年から続いたホー

ネッカー体制の交替が迫られたのである。ハンガリー、ポーランドで急展開した改革の動きが、最も強国な体制とみられた東独にも波及した。

十一月一日、クレンツ新政権は、これまで東独市民の違法出国を抑えるため一時停止していたチエコスロバキアとの査証協定を復活し、ビザなし通行を再開した。この結果、初日だけで八〇〇〇人がチエコに脱出、大半が西独への出国を求めてプラハの西独大使館に入った。東独政府は、これらの市民の移住を容認せざるをえなかった。八日朝までの一週間に、四万五〇〇〇人以上に達した。チエコからは国境封鎖を最後通告された。

十一月九日午後六時五七分、SEDのスポークスマン、チャボフスキーは、国際プレスセンターでの定例記者会見で、中央委総会のこの日の討議内容を伝えたあと、さりげない調子で旅行法案問題に言及し、「我々は今日、すべての東独市民が東独国境を通過して出国することができるよう規則を定めることを決定した」と述べた。そして、記者の質問に対し、「私が承知している限りでは即時、停滞なく」と答えた。

この夜九時過ぎ、このニュースを伝え聞いた東ベルリン市民が西ベルリンとの境界にある検問所前に集まり始め、数万人に膨れ上がった。一時直前、ボルンホルマー通りの検問所が人々の圧力に抗しきれず、遂にゲートを開け、他の検問所もこれに続いた。かくて、西ベルリン随一の繁華街

クアフルステンダム（略称クーダム）は、木曜日の夜遅く、歓喜した東ベルリン市民に占領された。六一年八月に「ベルリンの壁」が構築されてから、二八年ぶりの再会であった。⁽²⁵⁾

この「ベルリンの壁」の解放は、東独の政治に一大転機を与えた。民主化から再統一への大転換である。

一月二八日、西独のコール首相は、条約共同体から国家連合が構造を経て再統一された連邦国家へと段階を踏む「一〇項目構想」⁽²⁶⁾を発表した。

一月二日、米ソ首脳会談が地中海のマルタ沖で開幕。一月七日、第一回円卓会議⁽²⁷⁾がベルリンで開催。一月一六―一七日、SED（ドイツ社会主義統一党）は臨時党大会を再開し、党名を「社会主義統一・民主社会党」（SED・PDS）と変更。一月一九日、東独モドロウ首相と西独コール首相が初会談を行った。

明けて九〇年一月九日、ライプチヒでは約一〇万人が「我々は一つの民族」と叫びながらデモ行進。一月一七日、コール首相はパリでの演説で「統一後もオーデル・ナイセ線を尊重する」という方針を確認。一月三〇日、ゴルバチョフはモドロウ首相との会談で統一容認の発言をした。⁽²⁸⁾

二月一日、モドロウ首相は、帰国後、連邦制国家を目指す四段階構想⁽²⁸⁾を提案。二月五日、東独CDU（キリスト教民主同盟）・「民主主義的出発」・DSU（ドイツ社会同盟）の三党が西独CDU

の主導で「ドイツ連合」を結成。三月一日、コール首相はボンで共同記者会見し、統一が基本法二三条による東独の西独への編入の形で行われるのが望ましいとの見解を表明。同日、コール首相は東独初の総選挙を控え、CDU系列の応援のため、東独のカール・マルクス・シュタットで遊説、聴衆約二〇万人であった。

三月一二日、最後(第一六回)の円卓会議で憲法草案を選挙後の人民議会に提出し、六月一七日に国民投票にかけることなどを決議。三月一三日、コール、コトブスで遊説し、東西通貨の二対一の交換を公約、聴衆一二万人。三月一四日、コール、ライプチヒで最後(六回目)の遊説、聴衆三万人。これで一〇〇万人以上の東独市民がコール西独首相の話聞いたことになる。同日、ドイツ統一問題を協議する戦勝四カ国と両独の六カ国会議がボンで開幕した。

三月一八日、一九三二年十一月のナチス政権発足直前の総選挙以来、五八年ぶりの東独人民議会の自由選挙が実施され、保守の「ドイツ連合」が一九二議席を獲得し大勝(定数四〇〇)、SPD(社会民主党)は僅かに八八議席、投票率は九三・四パーセントという驚異的な高さであった。²⁹⁾

四月一二日、デメジエール連立政権発足、その連立与党間の政策協定の中で、両独の統一はボン基本法二三条に従うことを決める。四月二四日、コール西独首相とデメジエール東独首相は、ボンで会談し、通貨・経済・社会同盟を七月二日をめどに実施することで合意。五月五日、両独、米ソ

英仏の外相による第一回「二プラス四」外相会議がボンで開かれ、速やかな統一で一致。五月一日、西独は東独財政支援のための「ドイツ統一基金」設立を決定。五月一八日、両独はボンで通貨・経済・社会同盟条約（第一国家条約）に調印、同条約は、七月一日に発効し、西独マルクが東独へ導入された。

七月一六日、コール西独首相とゴルバチョフソ連大統領との会談の結果、①統一後、戦勝四カ国の権利は完全になくなり、統一ドイツは統一の時点で完全な主権を回復する、②NATOがソ連軍駐留（三十四年以内に撤退）の間は東独地域に拡大されないことを条件に、統一ドイツのNATO加盟を容認する、などの八項目に関し、合意された⁽³⁰⁾。

七月二二日、東独の五州（メクレンブルク・フォアポンメルン、ブランデンブルク、ザクセン・アンハルト、ザクセン、チューリンゲン）が復活した⁽³¹⁾。

八月一日、西独の自由民主党（FDP）と東独の自由民主同盟（BFD）・自由民主党（FDP）・ドイツフォーラム党の統一大会がハノーバーで開幕、主要政党の中では初めての東西合併。八月一九日、東独のSPD（社会民主党）が内閣を離脱し、連立政権が崩壊。八月二三日、東独の人民議会が一〇月三日をもってボン基本法二三条により西独に編入するとの決議を賛成二九四、反対六二、棄権七で可決。八月三十一日、両独が東ベルリンで「統一条約」（第二国家条約）に調印（九

月二〇日、両独議会批准、翌二一日、西独連邦参議院批准)。九月二二日、モスクワで開かれた六カ国(ニプラス四)外相会議でドイツ問題最終規定条約に調印(九一年三月四日発効)。一〇月二日、西ベルリン共同管理の英・仏・米占領軍が解散式典。翌三日、午前一一時、西ベルリンのベルリン・フィルハーモニーのコンサート会場で「ドイツ統一の日」記念式典が行われ、ワイツゼッカー大統領が統一ドイツ初代大統領として演説、ボン基本法二三条により東独が編入され、戦後四五年の分断の歴史を終えて、ついに東西両ドイツの統一が実現した。

一月一九日、C S C E (全欧州安全保障協力会議) がパリで開かれ、N A T O とワルシャワ条約機構の加盟国は、欧州通常戦力条約(C F E) に調印、相互不可侵の二三カ国共同宣言を発表し、冷戦の終結を確認すると共に、ドイツの統一を承認した。

二月二日、統一後初の第一二次連邦議会の総選挙が行われ、定数六六二人中、コール首相の C D U ・ C S U が三一九議席で圧勝、以下、S P D が二三九、F D P が七九、P D S (民主社会党) が一七、連合九〇・緑の党が八議席の順であった。⁽³²⁾ 次いで、二月二〇日、連邦議会が開会、新生ドイツ議会が正式に発足した。

翌一九九一年一月一七日、連邦議会はコール首相を初代統一ドイツ首相に指名し、第四次コール内閣発足。同日、中東では湾岸戦争勃発。六月二〇日、連邦議会はドイツの政府と議会の所在地を

ベルリンに決定。七月一日、ドイツ統一のための増税「連帯税」実施。九月二一日、ザクセン州ホイアースヴェルダで極右青年らが難民収容所を襲撃、以後各地で外国人排斥事件頻発。

翌一九九二年一月一六日、連邦議会と連邦参議院の合同憲法委員会が発足し、基本法の改正の審議を開始。七月二九日、ホーネッカーがモスクワから送還され、翌三〇日に逮捕。九月二日、コール首相はフランクフルトでの講演で「統一はうまくいったとは言えない。我々は間違いを犯した」と統一政策の失敗を認める発言。十一月二三日、メルンで極右がトルコ人住宅に放火し、三人が焼死した（同様の事件は、九三年五月二九日、ゾーリンゲンでも起き、五人焼死）。

一九九三年五月二六日、連邦議会が難民流入規制のための基本法修正案を可決。九月一〇日、ドイツ連邦銀行は、極端に落ち込んだ景気の刺激策として、九二年九月の第一次利下げから六回目の公定歩合引下げ（六・二五%）を実施した。³³

九一年の湾岸戦争当時、ドイツは一七〇億マルク（一マルクは約六〇円）を戦費拠出分として米国に支払い、また東欧、ロシアを含む独立国家共同体（CIS）諸国への援助額も、過去三年間に西側全体の半額を超える約八〇〇マルクを投入したが、それもはや昔の話で、今や統一のコストはドイツ経済を根底から圧迫しつつあるように思われる。

五 ドイツ統一一条約と基本法との関係

一九九〇年八月三十一日の統一一条約 (Einigungsvertrag) は正式には「ドイツの統一の回復に関するドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国との間の条約 (Vertrag zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Deutschen Demokratischen Republik über die Herstellung der Einheit Deutschlands)」と称される。

その全体構成は、九章四五カ条から成り、その他に、二つの付属文書が付されている。⁽³⁴⁾

統一一条約の前文の冒頭には、「BRDとDDRは、民族共同体 (Völkergemeinschaft) の同等の権利を有する構成員として、ドイツの統一を、平和と自由の中で、自由な自決権を行使して、成就することを決意し、(下略)」と書かれている。

統一一条約は、基本的には、東独と西独の二つの主権国家間で締結された条約であり、その内容は、統一実現の重要問題につき、統一ドイツの法秩序の根幹に関して定めたものであるが、結論的にいえば、DDRには、BRDへの編入によって、若干の経過措置を経た後、それまでのBRDの法秩序がすべて適用されることとなっている。

ボン基本法関連の規定は、第二章「基本法」(第三条から第七条まで)の部分に収められている。次に、その概要を述べる。⁽³⁵⁾

▽ 第三条Ⅱ基本法の発効

基本法二三条に基づく東独の西独への編入により、東独の五州とベルリンの一部に基本法が適用される。

▽ 第四条Ⅱ編入による基本法の改正

① 基本法の前文を次のように改正する。「神と人間に対する責任を自覚し、統合されたヨーロッパの同権の構成員として世界平和に貢献せんとする意志に満たされて、ドイツ国民は、その憲法制定権力により、この基本法を制定した。

バーデン・ヴュルテンベルク、バイエルン、ベルリン、ブランデンブルク、ブレーメン、ハンブルク、ヘッセン、メクレンブルク・フォアポンメルン、ニーダーザクセン、ノルトライン・ヴェストファーレン、ラインラント・ファルツ、ザールラント、ザクセン、ザクセン・アンハルト、シュレスヴィヒ・ホルシュタインおよびテューリンゲンのドイツ人は、自由な自己決定によって、ドイツの統一と自由を完成した。これによって、この基本法は、全ドイツ国民に妥当する。⁽³⁶⁾」

② 基本法二三条(基本法の適用範囲)は廃止される。

ちなみに、統一の直前、統一を基本法二三条で進めるか、一四六条で進めるかについては、政界や学界において大きな意見の対立があり、例えばCDUを率いるコール首相は、二三条による道を「王道 (Königsweg)」とし、これに反して、SPDのブラント元首相は、これを「邪道 (Holzweg)」と唱え、一四六条によるべし、と説き、また、最も強くDDRの独自性に固執した東独のPDS (民主社会党) もブラントの説に与したが、一九九〇年七月一日に発効した第一国家条約の前文で「基本法二三条にしたがった国家的一体性の回復の最初の重要な一歩」と示すことにより、二三条路線が確定した。⁽³⁷⁾

③ 基本法五一条二項 (連邦参議院の構成) は、次のように改正される。

「各州は少くとも三票の表決権を有し、人口二〇〇万人以上の州は四票、六〇〇万人以上の州は五票、七〇〇万人以上の州は六票の表決権を有する。」

④ 基本法一三五 α 条 (旧ドイツ国の債務) の第二項の増補 (略)

⑤ 基本法一四三条 (削除) に新条文を挿入・増補 (経過規定である。略)

⑥ 基本法一四六条 (基本法の有効期限) は、次のように改正される。

「ドイツの統一と自由の完成の後に全ドイツ国民に対して効力を持つこの基本法は、ドイツ国民が自由な決断で議決した憲法が施行される日に、その効力を失う。」

▽ 第五条Ⅱ将来の憲法改正（略）

第五条で、両独政府は、統一されたドイツの立法機関に対して、ドイツ統一に関連した問題につき、基本法一四六条とも関連して、二年以内に基本法の改正問題に取り組むことを勧告するように定める。

▽ 第六条Ⅱ例外規定（略）

▽ 第七条Ⅱ財政制度（略）

以上が、第二章「基本法」に関する部分の概要であるが、なお、今一つ、第三章「法律の同化」（八条から一〇条まで）の中に収められている第九条も、東独現行法律と現行基本法との効力関係を定めた重要な規定であるから、次に全文を掲げておく。

▽ 第九条Ⅱ存続する東独の法律

「編入時に東独で有効な法律は、本条約調印時における現行基本法及び欧州共同体（E C）規定に反しない限り、その効力を維持する。」

六 む す び

ドイツ民族は、以上に眺めてきたように、第二次大戦終了（一九四五年）直後から、約半世紀の東西分断の悲運の歴史を経て、一九九〇年一〇月三日、ついに念願の統一を果した。しかし、約半世紀の間、お互いに異なったイデオロギーと政治・社会・経済体制の下で生活してきたギャップは相当に大きく、物心両面にわたり一体化されたドイツ民族として真に融合するまでには、なお、相当の年月と努力を必要とするように思われる。

願わくは、優秀なドイツ民族が、一体化された共通の文化を持ち、世界平和の旗手として活躍する日の一日も早からんことを祈念しつつ、この稿を閉じる。

(1) 国際法学会『国際法講座』第三巻・昭和二九年・二四六頁、宮崎繁樹「ドイツ統一条約」〔法律論叢〕六三巻四・五号）平成三年・二五九頁など参照。

(2) 管理理事会 (Kontrollrat) の決議は、全会一致を要したため、最初からうまく機能しなかった。とりわけ、ドイツ人自身による中央政府の設置問題では、ポツダム協定に招かれなかったフランスが、当初からポツダム協定には拘束されないとの立場をとり、これに強く反対した。一九四八年三月二一日、ソ連は、六カ国ロンドン会議に招かれなかったことに抗議し、管理理事会から脱退した。他方、四八年六月二四日から四九年五月一二日まで、ソ連による「ベルリン封鎖」が行われた。

- 林健太郎編『ドイツ史』昭和五二年・四六四—四六六・四七一頁、広渡清吾「ドイツ統一に関する覚書—法律家の一考察」『社会科学研究』四二巻三号（平成二年・四五—四六頁など参照）。
- (3) 山田晟『ドイツ近代憲法史』昭和四三年、一三八—一五一頁参照。
- (4) ボン基本法の成立経過については、拙著『連邦制度の研究』昭和四〇年・一七七—一七九頁、林健太郎編・前掲書・四七四—四七五頁、京都大学憲法研究会編『世界各国の憲法典』新訂増補版・昭和四〇年・四七四—四七六頁、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』平成三年・二二〇—二二二頁、宮沢俊義編『世界憲法集』第四版・昭和五八年・一五四—一五八頁などの他、次に記した原書などを参照した。Siegfried F. Franke, "Einführung in das Staats und Verfassungsrecht der Bundesrepublik Deutschland", 1990, S. 54—58.; Dieter Schnalz, "Staatsrecht", 2. Aufl. 1990, S. 24—25.; Alfred Katz, "Staatsrecht", 9. Aufl. 1989, S. 53—54.
- (5) 訳文は、阿部・畑編、前掲書、二三四頁に拠る。
- (6) 一九五一年四月二五日、ヴェルテンベルク・バーデンとヴェルテンベルク・ホーヘンツォレルンとバーデンの三州が合併して、バーデン・ヴェルテンベルクが形成された。また、一九五六年一月二七日、西独・仏間で締結の「ザール問題規制条約」に基づき、翌五七年一月一四日からザールランドも西独の一州となった。
- (7) 林編、前掲書、四七五頁参照。
- (8) 基本法の改正については、山田晟『入門ドイツ法講義』四訂版・昭和五三年・三〇頁、大西健夫編『ドイツの政治』平成四年・五二頁、W・アーベントロート著・村上淳一訳『西ドイツの憲法と政治』昭和四六年・六二—六七頁、阿部・畑編、前掲書、二二二—二三三頁、樋口陽一・吉田善明編『解説世界憲法集』昭和六三年・一五七—一五九頁など参照。
- (9) 山田・前掲『入門ドイツ法講義』二九頁、大西編・前掲書・一六三頁、林編・前掲書・四八八—四八九頁、宮崎・前掲論文・二六〇—二六一頁など参照。
- (10) 広渡・前掲論文、五〇—五一頁、宮崎・前掲論文・二六二頁、宮崎繁樹『戦争と人権』昭和五一年・一七四—一七八頁、大西編・前掲書・二八頁など参照。
- (11) 林編・前掲書・四八一頁、山田・前掲『ドイツ近代憲法史』一八九頁など参照。
- (12) 拙著・前掲書・一七九—一八〇頁、山田・前掲『ドイツ近代憲法史』一八九—一九〇頁、京都大学憲法研究会編・前掲書・

五一五頁、広渡・前掲論文・四七頁など参照。

(13) 拙著・前掲書・一八〇頁、住谷一彦他編著『ドイツ統一と東欧変革』平成四年・一二二―一二三頁など参照。

(14) 新ドイツ研究会編『ドイツおよびドイツ人』平成四年、一七九頁参照。ちなみに、一四年間に及ぶ初代首相アデナウアーの存在中、西独は、マーシャル・プランによる米国の経済援助により、奇跡的な復興を遂げ、五〇年代初めには完全雇用が達成された。なお、アデナウアーの後、首相はエアハルト、キージンガー、ブランド、シュミットと交替し、一九八二年からキリスト教民主同盟(CDU)党首、ヘルムート・コールに受継がれ、統一後の今日に至っている。

(15) 林編・前掲書・五三二・付録五四頁、宮崎・前掲論文・二六三頁など参照。

(16) ウルブリヒトは、すでに一九五四年に「われわれはドイツの統一に賛成である。なぜなら、西のドイツ人はわれわれの兄弟であるし、われわれはドイツを愛しているからである。また、ドイツの再統一は覆すことのできない歴史的合法性に基づくものであつて、この歴史的必然の前に立ちあはだかろうとするいかなる者も滅びるであろうことを、われわれは知っているからでもある」と述べている。辻通男『統一ドイツへの読み方』平成二年、一五七頁に拠る。

(17) 基本条約前文では「双方のドイツ国家が（中略）歴史的現実から出発し、BRDとDDRとの異なった見解の基礎となっている国籍問題を含む諸問題とは無関係に、西ドイツ国家における人間の福祉のためにBRDとDDRとの間の協力のための前提を作るといふ希望に導かれて、次の通り協定した」と書かれ、第一条では「BRDとDDRは相互に同権の基礎の上に立って正常な善隣関係を発展させる」とし、第六条では、「主権 *Souveränität*」という語を用いず、「高権 *Hoheitsgewalt*」という語を用いて、「BRDとDDRは、両国のそれぞれの高権が、その国家領域に限定されるという原則から出発する。両者は、内政、外交における両国家の独立性と独自性を尊重する」と定め、第八条でも、双方の政府所在地に「常駐代表部 *Ständige Vertretung* を交換する」と定めて、通常の外交関係（大使の交換）でないことが示されている。なお、基本条約に対しては、バイエルン州政府がボン基本法違反の疑いありとして、七二年五月二八日、連邦憲法裁判所に提訴したが、裁判所は、七三年七月三十一日の判決で「合憲」とした。宮崎・前掲論文・二六三―二六六頁、広渡・前掲論文・五八―六三頁など参照。

(18) 本条約により、平和条約で暫定的な「ポーランド西部国境」と定められていたオーデル・ナイセ線がドイツ東部の国境線と確定した。ポーランドは東部をソ連に割譲する代りに旧独領シレジアを獲得、ポーランドの国土は全体として西に移動し、

- ドイツは約一〇万平方キロの領土を失った。新ドイツ研究会編・前掲書・一七四頁など参照。
- (19) 一九四九年東ドイツ憲法の訳文は、京都大学憲法研究会編・前掲書・五一六頁以下に拠る。
- (20) 一九六八年東ドイツ憲法の訳文は、広渡・前掲論文・五七―五八頁に拠る。
- (21) 林編・前掲書・五四四頁参照。
- (22) 一九七四年東ドイツ憲法の訳文は、阿部・畑編、前掲書、二六四頁以下に拠る。
- (23) 平成元年九月一三日付『世界日報』に拠る。
- (24) 市民運動に関しては、雪山伸一『ドイツ統一』平成五年・三二―五三頁、グレスナー著・中村登志哉他訳『ドイツ統一過程の研究』平成五年・五五―六四頁などに詳しい。
- (25) 雪山・前掲書・九七―一二八頁に所収の第四章「ベルリンの壁」に詳述がある。
- (26) 詳しくは、ホルスト・テルチク著、三輪晴啓他訳『歴史を変えた三二九日』平成四年・四九―一〇〇頁、雪山・前掲書・一一六―一二八頁など参照。
- (27) 新時代に即応した種々の提案を生み出す目的で、旧体制側（人民会議に議席を持つSEDと旧翼賛四政党）と新体制側（「新フォーラム」「民主主義的出発」その他の七組織）から各同数（当初は新旧各一五票、後に各一九票）で構成された会議。九〇年三月まで開かれ、「民主主義の学校」としての役割を果たした。結実の一つとして憲法草案が作成されたが、統一によって忘れ去られた。雪山・前掲書・一二九―一五五・三一三―三二六頁、グレスナー著・中村他訳・前掲書・一九―二二四頁、広渡・前掲論文・九三―一〇一頁など参照。
- (28) テルチク著・三輪他訳、前掲書、一四二―一四三頁参照。
- (29) 選挙結果の詳細については、雪山・前掲書・一八八―一九四頁参照。
- (30) 雪山・前掲書・二二二―二三七頁、テルチク著・三輪他訳・前掲書・三七〇―三九五頁などに詳しい。
- (31) 大西編・前掲書・二八―三〇・一六三・一八四頁、テルチク著・三輪他訳・前掲書・二四八頁、Herausgegeben von Ingo von Münch, "Dokumente der Wiedervereinigung Deutschlands", 1991, S. 315 ff. など参照。
- (32) 投票率等を含め、詳しくは、クラウス・シュテルン、高田篤訳「ドイツ統一への道おける憲法上の基本問題」（『立命館法学』二二四号）平成三年・九六―九八頁参照。

- (33) 以上のドイツ統一関係年次別主要事項の記述については、グレスナー著・中村他訳・前掲書、テルチク著・三輪他訳・前掲書、雪山・前掲書、Herausgegeben von Bernd Guggenberger & Tine Stein, "Die Verfassungsdiskussion im Jahre der deutschen Einheit", 1991, などに収録の付録略年表記事の他、その時々々の新聞記事などを参照した。
- (34) 原文は、Ingo von Münch, a. a. O., s. 327—372.
- (35) 高田篤「ドイツ統一直前のボン基本法(三・完)」(『自治研究』六七巻一号)平成三年・一一八—一二〇頁、宮崎・前掲論文・二七四—二七五頁、平成二年九月一日付『世界日報』資料などの他、Ingo von Münch, a. a. O., S. 328—331.; Matthias Herdegen, "Die Verfassungsänderungen im Einigungsvertrag", 1991, S. 7—32 などを参照。
- (36) 訳文は、高田・前掲論文・一一八—一二九頁に拠る。
- (37) 広渡・前掲論文・七九—八五・一〇六—一〇七頁など参照。